

定額減税額を控除しきれないと
見込まれる方への給付金(調整給付金)

デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援を目的に、定額減税の実施と併せて、減税しきれないと見込まれる方に対して給付金を支給します。

支給対象
次の⑦・①・②の全てに該当する納税者

⑦基準日(令和6年6月3日)において、令和6年度特別区民税・都民税所得割額が中央区から課税されていること

①基準日時点で納税者および控除対象配偶者を含めた扶養親族(国外居住者を除く)の数に基づき算定される定額減税可能額が、令和6年分推計所得税額または令和6年度特別区民税・都民税所得割額を上回る(減税しきれない)こと

②納税者本人の合計所得金額が1,805万円以下であること

③定額減税可能額は減税対象人数(納税義務者本人+扶養親族数)1人につき所得税3万円、特別区民税・都民税1万円となります。

支給額
定額減税可能額が減税前税額を上回る(減税しきれない)と見込まれる額(①および②により算出した控除不足額を合算し、1万円単位で切り上げた額)

④特別区民税・都民税の控除不足(減税しきれない)額は、納税通知書や税額通知書、対象者へ通知する支給確認書で確認できます。

提出方法など
対象者には7月下旬以降、支給確認書や案内などを送付します。確認書の記載内容を確認の上、必要事項を記入し、本人確認書類の写しなどを添えて返信用封筒で返送ください。また、確認書の二次元コードから電

子申請(LoGoフォーム)もできます。提出書類の確認後、支給決定や振込日を通知します。

確認書提出期限
10月31日(消印有効)

⑤確認書の提出がない場合、受給できません。

⑥7月1日から区役所2階に中央区調整給付金専用窓口を開設します。

⑦調整給付金や定額減税の詳細はHPをご覧ください。

問中央区調整給付金コールセンター
☎(6281)5066
(平日午前8時30分～午後5時、水曜日は午後7時まで)

1 所得税分控除不足額の算出方法

定額減税可能額 3万円 × (本人 + 扶養親族数) **−** 令和6年分推計所得税額(減税前) = 令和5年分所得税額 **=**

1 所得税分控除不足額
① < 0 の場合は 0

2 特別区民税・都民税分控除不足額の算出方法

定額減税可能額 1万円 × (本人 + 扶養親族数) **−** 令和6年度分特別区民税・都民税額(減税前) **=**

2 特別区民税・都民税控除不足額
② < 0 の場合は 0

令和6年度電力・ガス・食料品等
価格高騰重点支援給付金

電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得の世帯に対する支援を目的として重点支援給付金を支給します。

支給対象
次の①～③の全てに該当する世帯

①基準日(令和6年6月3日)において、中央区の住民基本台帳に記録されている世帯

②世帯全員が令和6年度住民税の「非課税者」または「均等割のみ課税者」である世帯(条例により住民税が免除されている世帯や生活保護世帯を含む)

③令和5年度に実施した同給付金(7万円給付)の対象でない世帯

④親(住民税所得割課税者)に扶養されている一人暮らしの学生や子(住民税所得割課税者)に扶養されている高齢者夫婦の世帯など、世帯全員が住民税所得割が課税されている他の親族などの税法上の扶養を受けている世帯は対象外

支給額
1世帯当たり10万円

⑤1世帯1回限り。転入世帯で他自治体で本給付金に相当するものを受給済み、または受給対象の場合は中央区では対象となりません。

「こども加算」について
本給付金の対象世帯の中で、基準日(令和6年6月3日)時点で18歳以下の児童(平成18年4月2日生まれ以降の児童)を扶養している世帯は、こども加算給付の対象となります。こども加算の支給額は、対象児童1人当たり5万円です。

⑥基準日以降に出生した児童についても、対象になりますので、**問**までご連絡ください。

提出方法など
対象と思われる世帯には7月中旬以降、支給要件確認書を順次送付します。確認書の記載内容を確認の上、必要事項を記入し、必要書類を添付して返信用封筒で返送してください。その後書類を確認し、支給決定や振込日を通知します。

⑦対象と思われる世帯で8月末まで

に確認書が届かない場合は、お問い合わせください。

⑧区役所1階に中央区重点支援給付金専用窓口を開設しています。

確認書提出期限
10月31日(消印有効)

⑨確認書の提出がない場合、受給できません。

⑩住民税の申告がお済みでない方にも確認書を送付する場合があります。住民税所得割課税相当の収入がある方が世帯の中にいる場合は対象外となりますので、確認書は返送しないようお願いいたします。

問中央区重点支援給付金コールセンター
☎(6278)8394
(平日午前8時30分～午後5時、水曜日は午後7時まで)

火災防止対策事業をご活用ください

消火器の販売と回収
火災発生時の初期消火に効果的な消火器について家庭内への設置を促進するため、区が消火器購入費用などの一部を負担して販売します。また、古い消火器も併せて回収します。

対象
区内在住者(1世帯当たり販売1本、回収1本まで)

申し込み方法
7月1日～9月30日(消印有効)に所定の申込用紙に必要事項を記入の上、申込先に郵送またはファクスで申し込む。またはEメールで件名を「中央区消火器設置促進事業」とし①郵便番号・住所②氏名③電話番号④申し込み番号・販売価格⑤自宅が木造住宅か否かを入力して申し込む。

⑥申込用紙は区施設で配布する他、HPからダウンロードできます。

⑦申し込み番号や価格については申込用紙またはHPをご覧ください。

⑧配送先は区内に限ります。

⑨法律上、設置義務のある場所への設置を目的とした申し込みはできません(事業所用や集合住宅用の共用部用としては不可)。

問・申込先
〒104-0052
中央区月島2-20-15
船山(株)東京本店
☎(3532)3601
(電話申し込み不可)
FAX(3532)1119
Echuo-syokaki@funayama.co.jp

感震ブレーカーの配布
災害時において停電から電気が復旧した際に起きる火災(通電火災)やこれに伴う延焼火災を防止するため、感震ブレーカーを無償配布・設置します。

対象
別表のとおり

申し込み方法
7月1日～12月27日(消印有効)に次のいずれかの方法で申し込む。

①所定の申込用紙に必要事項を記入の上、郵送、ファクスで申込先に送付する。

②Eメールの件名に「中央区感震ブレーカーの配布」と明記し、記入した申込用紙のデータまたは写真をメールに添付して送信する。

③申し込みフォームから申し込む。

④申込用紙は区施設で配布する他、HPからダウンロードできます。

⑤設置先は区内に限ります。

⑥木造住宅にお住まいの方は、簡易型の方の配布となります。

⑦高齢の方、障害のある方は簡易型、コンセント型のどちらかを選択できます。

申し込みフォーム

区HP

問・申込先
〒940-8577
新潟県長岡市稲保4-713-2
船山(株)中央区感震ブレーカー受付係
☎(0120)929675
(電話申し込み不可)
FAX(0258)252782
Echuo-kanshin@funayama.co.jp

区分	対象	設置器具 (1世帯に1個)
木造住宅	木造住宅に居住する世帯	簡易型
高齢者	①65歳以上で要介護2以上の寝たきりの方が属する世帯 ②65歳以上のひとり暮らし世帯 ③65歳以上の方を含む60歳以上の方だけで構成される世帯 ④65歳以上の方の他のご家族が就労、就学などで日中などに不在となり、②または③と同様の状態となる世帯	簡易型・コンセント型のどちらかを選択
障害者	①身体障害者手帳を所持する視覚障害者が属する世帯 ②身体障害者手帳4級以上を所持する肢体不自由者が属する世帯 ③愛の手帳3度以上を所持する知的障害者が属する世帯 ④精神障害者保健福祉手帳2級以上を所持する方が属する世帯	簡易型・コンセント型のどちらかを選択